津久井地域における不法投棄防止パートナーシップ事業について

【不法投棄防止パートナーシップ事業とは】

市では、「不法投棄をしない・させない・許さない」まちづくりを推進するため、自主的な不法投棄防止活動を実施する市民団体とパートナーシップ協定を締結し、市民との協働による不法投棄防止対策を実施します。

【市民団体】

１　団体の要件

→　次のすべての要件を満たすこと

- 不法投棄防止活動を継続して活動する意思を持つ
- ５人以上で構成
- 運営に関する規約を定めている
- 宗教的活動、政治的活動を目的としない
- 市内に連絡場所を有し、市内で活動を実践する

２　活動の要件

→　次のすべての活動を行うこと

- 散乱ごみの収集
- 市が設置する監視カメラ、フェンス周辺の草刈り、花植え
- 不法投棄防止パトロール

【活動する地区】

地区の要件

→　次のすべての要件を満たすこと

- 当該市民団体が活動する地区
- 不法投棄が多発している地区
- 規模は地域自治区の範囲を超えないこと

パートナーシップ協定の締結

【パートナーシップ協定書とは】

- 市民団体と市の役割や責務などをパートナーシップ協定書として整理し、市長と協定を締結します。
- 協定書の内容は、市民団体と市が協議して決定します。
- 協定の締結期間は５年間とします。

相模原市

モデル地区の指定

【モデル地区とは】

- 市民団体が活動する地区を不法投棄防止モデル地区として指定し、市の施策を優先的に実施します。
- 指定期間は５年間とします。

【団体及び地区に対する市の支援】

- 活動に対して年間２０万円を上限とする補助金の交付
- 市民活動サポート保険制度への加入
- 監視カメラ、フェンスを優先的に設置
- 昼夜間のパトロールの充実

【市民団体の公募】

募集期間：平成２０年６月２日（月）から７月１１日（金）

募集団体：５団体程度

申込方法：城山経済環境課、津久井環境課、相模湖経済環境課、藤野経済環境課、津久井クリーンセンターにある申請書に必要事項を記入の上、直接か郵送で津久井クリーンセンターへ申し込んでください。

【今後の予定】

７月中に審査・決定します。

その後、決定した市民団体と協議の上、８月を目途にパートナーシップ協定の締結を行います。

【問い合わせ先】

相模原市津久井クリーンセンター
電話０４２－７８４－２７１１

資　料

【市民団体の具体例】

○ 自治会
○ 地域振興協議会
○ 老人会
○ 子ども会
○ 商店会
○ 企業
○ ＮＰＯ
○ 有志団体　などを想定しています。

【市民団体の活動要件の具体例】

１　「散乱ごみの収集」とは
…　定期的に実施している「地域清掃」などもこれにあたります。

２　「市が設置する監視カメラ、フェンス周辺の草刈り、花植え」とは
…　監視カメラが作動するためのセンサー周辺に草が生い茂ると、センサーが感知しない場合があります。
このため、定期的に草刈りを実施する必要があります。
また、不法投棄の防止策として、花を植える活動が全国的に効果を上げています。
このような、不法投棄をさせない環境づくりを期待しています。

３　「不法投棄防止パトロール」とは
…　日頃から実施している「防犯パトロール」、「子どもの通学時間帯の見守り」などもこれにあたります。
また、健康づくりのためのウォーキング、犬の散歩などを個人で実施するのではなく、市民団体がまとまって実施することもこれにあたります。

【補助金（年間２０万円を上限）の使用例】

１　「散乱ごみの収集」に係る経費
…　ごみ袋、軍手、ホウキ、チリトリなどがこれにあたります。

２　「市が設置する監視カメラ、フェンス周辺の草刈り、花植え」に係る経費
…　草刈りに係る費用としては、刈払機、草刈鎌、燃料費など、
花植えに係る費用としては、プランター、種苗代、肥料代などがこれにあたります。

３　「不法投棄防止パトロール」に係る経費
…　パトロール隊のユニホーム、帽子、防犯ブザー、懐中電灯、合図灯などがこれにあたります。